

覚書

今般松并金装工組合員ノ争議ニ就テ 既橋警察署ノ御調停ニ依リ 労費及
方互譲ノ精神ヲ以テ左記條又ニ依リ此處ニ圓滿解決ヲ見タリ
就テハ後日ノ爲メ覺書ニ通テ作成シ 當事者間ニ於テ之ヲ所持シ労費双方
其ノ趣旨ヲ徹底シ 誠意ヲ持ツテ實行スルコトヲ契フコト

條文左記

- 一 賃金標準賃金ヲ二圓五拾銭トス
- 一 労働時間ハ店出勤前七時三十分迄トス
- 一 歸着後五時三十分トス
- 一 但シ時季ニ依リ協議ノ上変更スルヲ得
- 一 勤定ハ月一圓トスルモ十五日ニ五割以上ヲ支拂ヲナス
- 一 夜業ハ午後九時迄ハ五分トス 十二時迄ハ一人 徹夜ハ二人トス
- 一 出張ノ場合ハ宿科ヲ業主七割 従業員三割 交通費ハ業主ニ就テ全部負擔ス
- 一 仕事ノ切レタ場合ハ従業員ニ交付ニ定人ヲ使用スルコト
- 一 業主ハ東京金装工組合ニ加入シ 東京金装工組合トノ協定ヲ双方遵守ス
- 一 今後亦東京金装工組合員ニ非サル者ハ使用セザルコト
- 一 職人ヲ増派スル場合ハ業主ハ従業員ト協議シ善処スルコト
- 一 今後依業上ノ圓滿ヲ計ル爲メ 従業員中ヨリ世話役一名ヲ選出スルコト

一 業主ハ従業員ニ對シ 金七拾五圓也)ヲ支給(内津貼中ノ月給並ニ留議ノ費用)

昭和十二年二月六日

従業員代表 主
 松井 丈四郎 印
 宮崎 昇 印
 原 正 印
 井口 鶴雄 印
 東京金装工組合代表
 立會人
 東京金装工組合本部 山縣 茂 印

本所既橋警察署長
警署 稲毛 新 殿